備　考

1　この証の大きさは、縦127ミリメートル、横182ミリメートルとし、点線の箇所から二つ折りとする。

2　この証は、受給者一人ごとにこれを作製すること。

3　受給者が被保険者であった者であるときは、「受給者」欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、他の欄には斜線を引くこととし、受給者が被扶養者であった者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4　「性別」欄は、該当しない文字を抹消すること。

5　「療養給付記録」欄は、保険医療機関等において記載すること。ただし、「傷病名」、「開始年月日」及び「受給期限」欄は、保険者において記載すること。

6　「療養給付記録」欄の記載については、次によること。

（い）　歯について保険診療を行った場合には、患歯の部位を「傷病名」欄に記載すること。

（ろ）　「開始年月日」欄には、保険診療を開始した年月日を記載すること。

（は）　「受給期限」欄には、特別療養給付を受けることができる期限を記載すること。

（に）　「終了年月日」欄には、この証の有効期限が満了したときは、その満了日を記載し、また、傷病が転帰したときは、その年月日を記載すること。

（ほ）　「転帰」欄には、治ゆ、期間満了、転医、死亡、中止等の別を記載すること。

7　別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。